

第 1 節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿*と生活雑排水（し尿以外の排水で台所排水、洗濯排水、風呂排水等）の 2 つに大きく分類されます。本市では公共下水道*整備事業の進捗に伴い、公共下水道は人口普及率で 99.9%に達し、ほとんどの生活排水を公共下水道で処理し、残りは浄化槽*及びし尿の汲み取り*で処理しています。

本市における生活排水処理体系の概要を図 7-1 に示します。

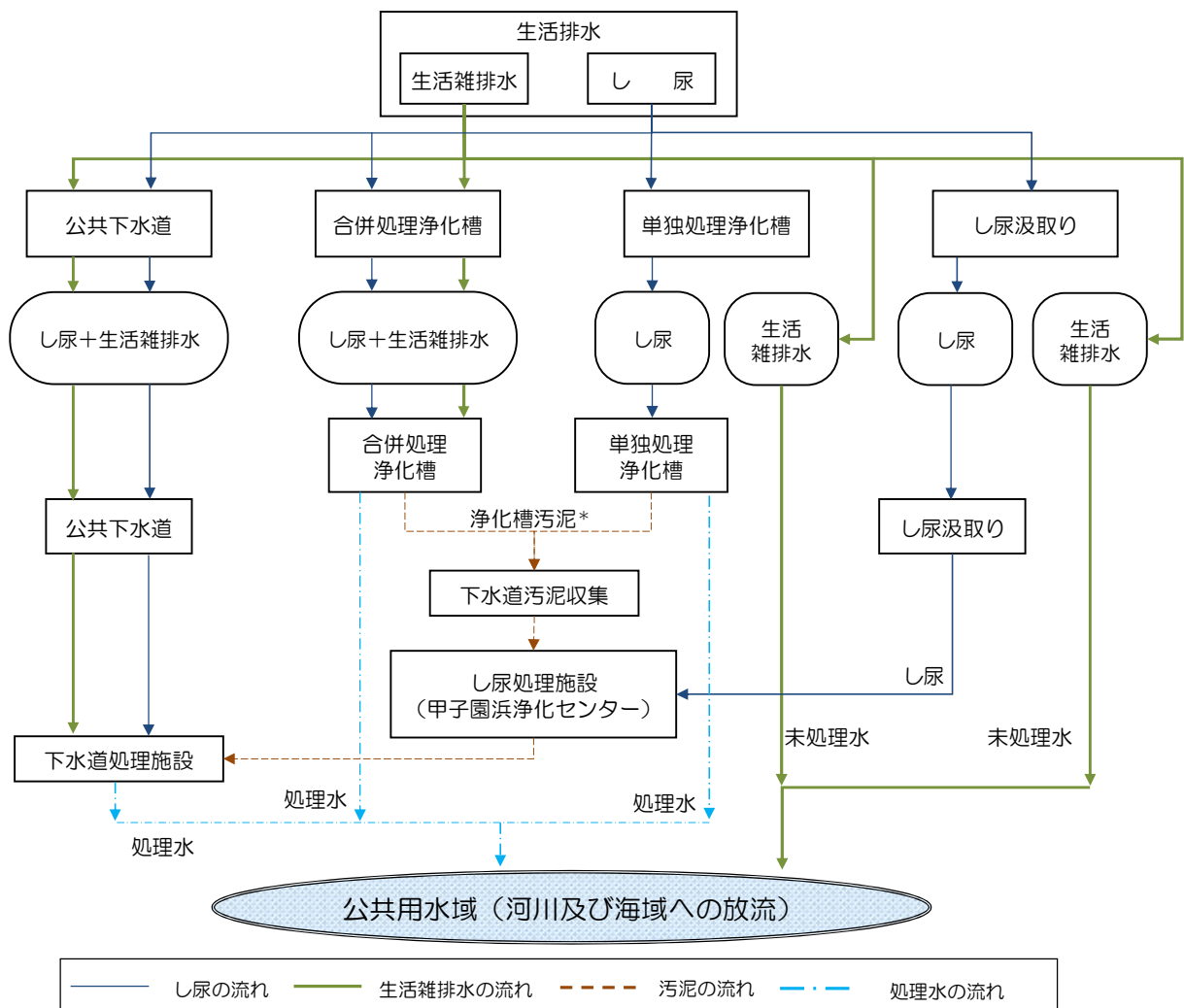


図 7-1 本市における生活排水処理体系の概要



2. 生活排水の処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口及び推移を表 7-1 及び図 7-2 に示します。

本市は、公共下水道がほぼ整備されていることから、単独処理浄化槽の利用者数やし尿処理*の利用者数は年々減少しており、公共下水道の水洗化率は平成 28 年度末現在で 99.70%に達しています。

表 7-1 生活排水の処理形態別人口（平成 28 年度末）

区分	公共下水道	浄化槽	汲み取り	合計 (年度末推計人口)
人口(人)	486,606	1,231	243	488,080
割合(%)	99.70	0.25	0.05	100

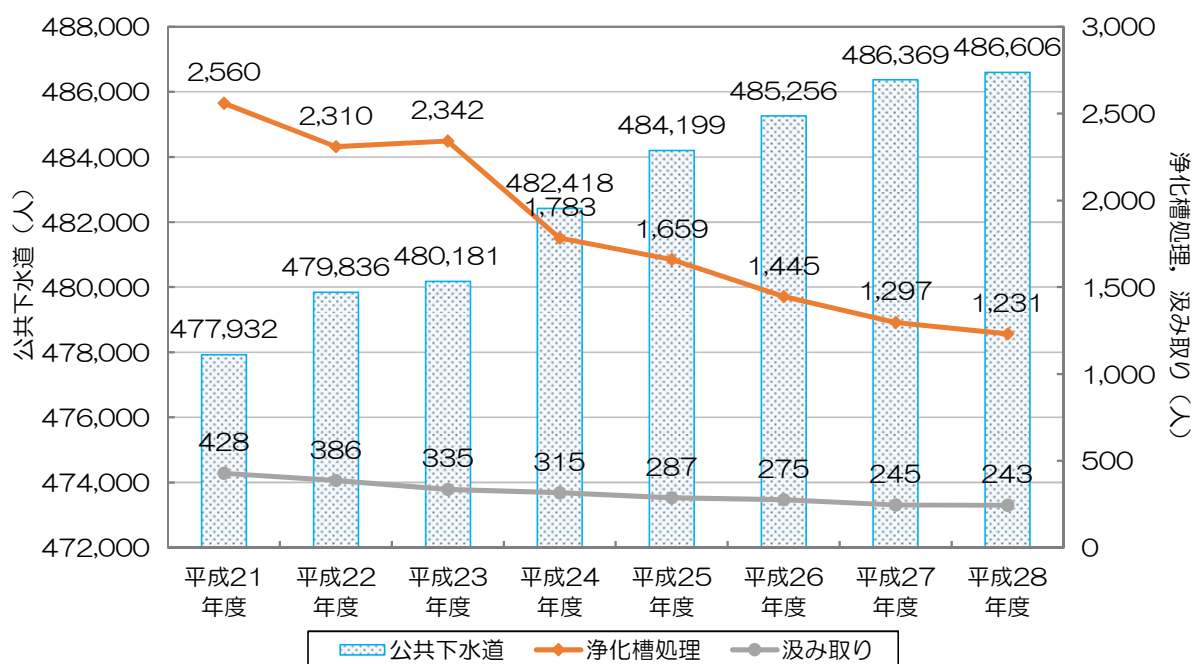


図 7-2 生活排水処理形態別人口の推移



3. 公共下水道の整備状況

本市の公共下水道事業は、行政区域 10,018ha のうち、5,587ha について処理区を設定し、本市が事業主体となる単独公共下水道区域（西宮処理区）と、兵庫県が事業主体となり複数の市が協力する2つの流域関連公共下水道区域（武庫川上流処理区、武庫川下流処理区）に分割し、それぞれの処理区に浄化センターを設けて処理を行っています。

公共下水道については、引き続き安定した処理を行うとともに下水道未接続世帯への水洗化の普及を図る必要があります。表 7-2 に公共下水道の整備状況（平成 28 年度末）、図 7-3 に整備計画図及び整備状況図（平成 28 年度末）を示します。

表 7-2 公共下水道の整備状況（平成 28 年度末）

処理区	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	推計人口 (千人) A	処理区域内人口 (千人) B	人口普及率 (%) B/A
本市	3,154	3,109.7	373.6	373.5	99.9
武庫川上流	949	550.9	17.3	17.2	99.4
武庫川下流	1,484	1,119.1	97.2	97.1	99.9
計	5,587	4,779.7	488.1	487.8	99.9

みなさまのお住まいの地域においては、
ほぼ100%公共下水道が利用可能となっていますが、
浄化槽を利用している方もいます。

今後も普及・啓発に努め、公共下水道への切り替えを推進します。



西宮市観光キャラクター

みにやっこ

みやたん

©たかいよしかず



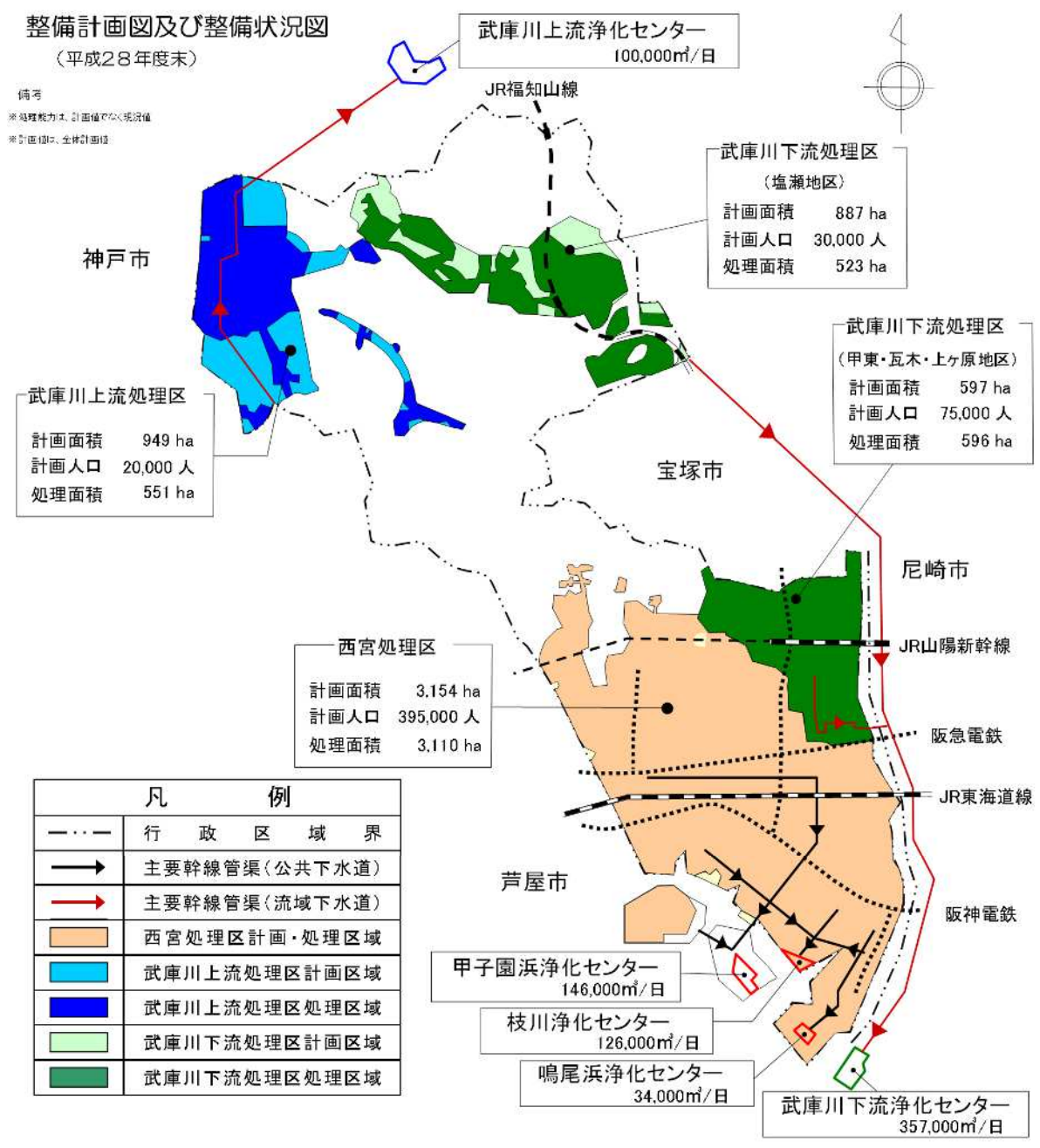


図 7-3 整備計画図及び整備状況図 (平成 28 年度末)



4. 浄化槽の設置状況

本市における浄化槽は、公共下水道処理区域外に設置されているものと、公共下水道処理区域内の下水道未接続者に設置されているものがあります。（公共下水道処理区域とは、現在の市街化区域と将来市街化が予測される区域をいいます。）

浄化槽の設置数は、平成28年度末現在581基で、単独・合併処理浄化槽とともに減少していくものと考えられます。本市では浄化槽管理者に対して、浄化槽法に基づいた定期的な保守点検と清掃の実施について啓発、指導等を行い、また、公共下水道処理区域内の浄化槽については下水道への切り替えを求めています。

表 7-3 浄化槽数（平成28年度末）

区分		基数（基）	人口（人）
単独処理浄化槽	下水道処理区域外	45	45
	下水道処理区域	473	1,097
合併処理浄化槽	下水道処理区域外	43	8
	下水道処理区域	20	81
計		581	1,231

※基数には事業所を含む

備考：単独処理浄化槽（みなし浄化槽）はし尿のみを処理、合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水を処理するもので、浄化槽法の改正により平成13年4月以降、設置する場合は合併処理浄化槽のみの対応となります。

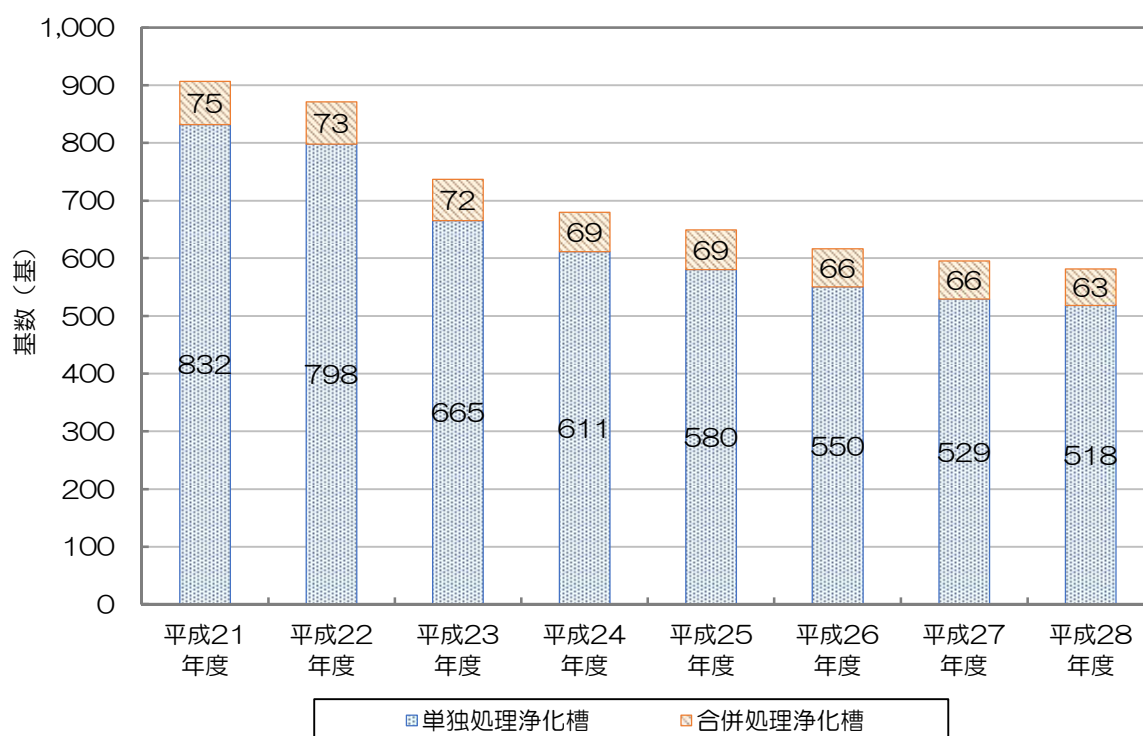


図 7-4 浄化槽数の推移



5. し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

本市のし尿収集戸数は、公共下水道の普及に伴い年々減少し、下記の表 7-4 に示すとおり平成 28 年度末現在で、収集戸数は 175 戸（事業所含む）、汲み取り便槽数は 261 便槽となっています。収集作業は全て委託しており、2 週間または 4 週間毎に行う定日収集と、工事現場毎での臨時収集を有料で行っています。また、浄化槽の点検や清掃の際に発生する浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者により収集しており、処理については、し尿、浄化槽汚泥ともに甲子園浜浄化センターで行っています。

し尿収集量及び浄化槽汚泥搬入量は、公共下水道がほぼ整備されていることから、年々減少していますが、引き続き現在の処理体制を継続し、下水道処理区域内のし尿収集については、浄化槽と同じく下水道への切り替えを求めています。

表 7-4 し尿収集戸数及び便槽数（平成 28 年度末）

区分	戸数（戸）	便槽数（便槽）	汲取り人口（人）
下水道処理区域外	60（24）	139	55
下水道処理区域	115（82）	122	188
計	175（106）	261	243

※戸数・便槽数には事業所を含む

※戸数（ ）内は一般家庭戸数

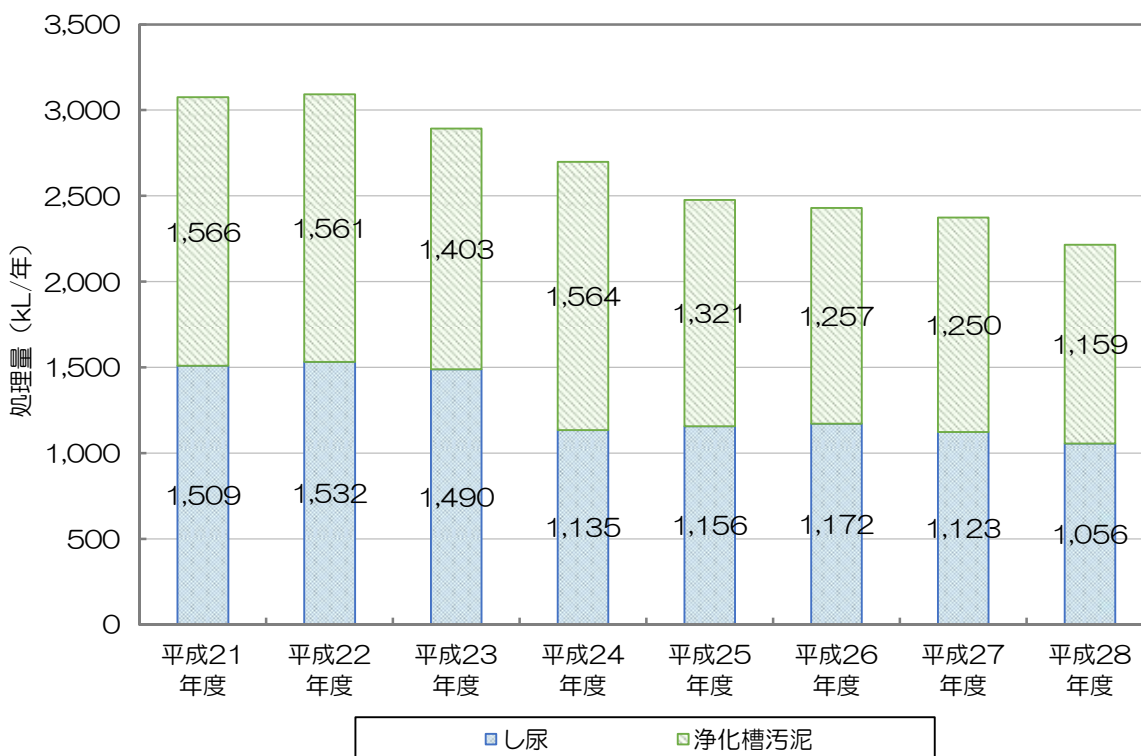


図 7-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水については、引き続き公共下水道、浄化槽及びし尿の汲み取りにより処理を行い、未処理のまま河川に放流されないよう、安定かつ確実に処理を行うこととします。

2. 処理計画

- 1) 公共下水道については、安定した処理を行うとともに、下水道未接続世帯への水洗化の普及に努めます。
- 2) 浄化槽については、浄化槽管理者に対して、法定検査の受検や定期的な保守点検、清掃について啓発、指導等を行い、適切な維持管理を促します。
また、下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、現在設置の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を勧め、生活排水の適切な処理を推進します。
- 3) し尿収集戸数や浄化槽設置数は、水洗化の推進に伴い減少していくと考えられますが、今後も下水道処理区域外の世帯が残ることから、現行の処理体制を継続します。

第3節 災害応援協定

災害時におけるし尿等の収集処理について、近隣自治体及び民間事業者との間で応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築しています。

〈現在締結している主な災害応援協定等〉

- 「緊急時における仮設トイレの確保に関する協定」(平成28年9月1日)
- 「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する応援協定」(平成28年3月25日)

